

○資料

・「総合的な放課後対策推進のための調査研究」実施委託要綱

「総合的な放課後対策推進のための調査研究」実施委託要綱

平成19年7月3日

生涯学習政策局長決定

(平成20年3月31日一部改正)

1 趣旨

平成19年度から文部科学省と厚生労働省が連携の下、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」の充実を図るために必要な調査研究を行い、その成果を全国に普及することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

2 委託事業の内容

放課後子どもプランの充実を目的に行われる下記のいずれかの事業とする。

(1) 放課後対策に関する調査研究

放課後子どもプランの充実に資するため、全国的な規模で実施する必要がある課題に関する調査研究を実施する。

(2) 放課後活動支援モデル事業

地方公共団体と連携の上、放課後子どもプランの取組のモデルとなるような、先進的・効果的な取組（モデルプラン）を実践するモデル事業を実施する。

3 委託先

次のいずれかの団体等に対して委託を行う。

(1) 放課後対策に関する調査研究について

調査研究を遂行するための適切な能力を有する株式会社、社団法人、財団法人等

(2) 放課後活動支援モデル事業について

- ① 本事業を実施するための民間教育関係団体や関係機関等から構成する実行委員会
- ② その他、モデル事業を遂行するための適切な能力を有する団体

4 委託期間

事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月20日までとする。

5 委託手続

(1) 団体等が委託を受けようとする場合は、事業計画書（様式1）及び経費内訳の他、別紙に定める様式のうち実施する事業に係る様式（以下、「事業計画書等」という。）を添付し、文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容について審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該団体等に対し事業を委託する。

6 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費〔人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額）、再委託費、一般管理費〕を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託先が委託要綱に違反したとき、委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (3) 委託先が、事業計画書等に記載された委託事業内容又は経費の費目（人件費、事業費、再委託費、一般管理費）の流用をする場合は、事業計画変更申請書（様式2）を、あらかじめ文部科学省に提出の上、その承認を受けること。
ただし、委託した額及び上記2（1）及び（2）の各事業の内容に影響を及ぼさない範囲で、費目ごとに配分された経費の20％、又は5万円のいずれか高い額を超えない場合は、その必要がない。
- (4) 代表者及び団体等の所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は、速やかに文部科学省へ連絡し、指示を受けること。

7 事業成果報告書等の提出

委託先は、事業が終了した日（契約を解除した時を含む。）から10日を経過した日又は当該事業年度の3月30日までのいずれか早い日までに事業成果報告書（様式3）及び収支精算書（様式4）を文部科学省に提出するものとする。

8 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記7により提出された事業成果報告書及び収支精算書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 委託費の支出等

- (1) 委託金は、上記8（1）による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。
- (2) 委託事業の実施に当たり、文部科学省が事業完了前に必要があると認めたときは、上記(1)に関わらず委託金の全部又は一部を委託先の請求に基づき概算払いすることができる。
- (3) 預託金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当すること。
- (4) 委託費の管理に当たっては、委託費を預け入れる金融機関の経営破綻等に備え、決済用預金口座を活用するなど適切な対応を図ること。
- (5) 委託先は、適切な監査を行い委託費の適正な執行に努めること。

10 再委託

- (1) 事業のうち、その内容が第三者に委託することが適当であると認められる業務につ

いては、再委託することができる。ただし、事業の全部を再委託することはできない。

再委託する場合、再委託される業務は、上記2（1）及び（2）の各事業内容の範囲を超えることはできない。また、再委託する場合の事務手続き等については、委託の場合に準ずることとする。

- (2) 事業の一部を再委託しようとする場合は、事業計画書等とともに、再委託に関する事項（様式5）及び履行体制に関する事項（様式6）を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）

また、委託先は再委託の承認後、再委託先の相手方に関する事項に変更が生じた場合は、履行体制に関する事項（様式6）を、再度文部科学省に提出するものとする。

- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (4) 委託先は、再委託した業務に対する当該第三者の行為について、全ての責任を負うものとする。

11 著作権等

- (1) 委託先は、事業により発生した著作権がある場合は、原則として事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。
- (2) 事業の実施により受託者が作成したパンフレット、チラシ、資料、報告書等これらに類するものの著作権は、委託先に帰属させるものとする。
- (3) 上記（2）の規定に関わらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は、無償にて文部科学省が使用することを許諾するものとする。

12 書類の保存

委託先は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省の請求があったときには提出できるよう、収入及び支出を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、事業を実施した翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

13 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における事業の実施が、当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導、助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じて委託事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官文部科学省生涯学習政策局長 清水潔（以下「甲」という。）と雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会 委員長 多久博（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

- (1) 「総合的な放課後対策推進のための調査研究」
放課後活動支援モデル事業（放課後の効果的な活動プログラムを実施する取組）
- (2) 業務委託の内容及び経費 別添仕様書及び業務計画書のとおり
- (3) 委託期間 平成20年7月25日から平成21年3月20日

（委託業務の実施）

第2条 この契約において、乙が履行すべき業務内容は、仕様書、乙が公募に際し提出した事業計画書その他の書類で明記されたものとする。事業計画書が変更された時も同様とする。なお、乙は業務の実施に当たって、放課後子どもプラン推進委員会より付された採択条件を遵守すること。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、11,000,000円（うち消費税額及び地方消費税額523,809円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に105分の5を乗じて得た金額である。

- 2 乙は、委託費を別添の業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（実施体制の確保について）

第4条 乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制確保のため乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に任意団体に関する事項の変更等が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規程する甲の承認があったものとする。
- 3 乙は、任意団体に関する事項の変更を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意

団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

- 4 乙において、会計基準等について特段の定めがない場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効果的使用に努めなければならない。
- 5 第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。
- 6 乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に第1項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

(契約保証金)

第5条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第6条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(第三者損害補償)

第7条 乙は委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第8条 乙は委託業務の全部を再委託することはできない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額(以下「再委託に関する事項」という。)が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。



6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(業務の変更)

第9条 乙は、第20条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が各費目のいずれも2割未満(ただし、2割を超える額であっても5万円以下の流用は除く。)及び費目内の種別間の流用の場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第10条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第11条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から10日以内又は平成21年3月30日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、業務の実施について検査するものとする。

(額の確定)

第13条 甲は、前条の検査終了後、委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

3 甲は、第1項の額の確定後、乙に対して通知するものとする。

(実地調査)

第14条 第12条及び前条の検査又は調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払及び経理)

第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

- 2 委託費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。
- 4 甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

- 第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した延滞金を払わなければならない。

(成果報告)

- 第17条 乙は、甲の定める様式に従い、委託業務成果報告書を作成して、甲の指定する日までに提出するものとする。

(成果の利用等)

- 第18条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(著作権等)

- 第19条 本委託業務により発生した著作権がある場合には、原則として、委託事業完了後速やかに甲に帰属させるものとする。
- 2 本委託業務により乙が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、乙に帰属させるものとする。
 - 3 前項の規定に関わらず、甲が必要と認めたときは、乙は、無償にて甲が使用することを許諾するものとする。
 - 4 肖像権は、著作権の取り扱いと同様（同条第1項から第3項を適用）とする。
 - 5 商標登録を行う場合には、乙は甲と協議の上行うものとする。

(契約の解除等)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- (1) 乙が、この契約書に記載された条件に違反したとき
 - (2) 乙が、この契約の締結にあたり不正の申立てをしたとき
 - (3) 乙が、委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為をしたとき
 - (4) 乙が、委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

(違約金)

第21条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対して、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(相手方に対する通知発行の時期)

第22条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第23条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託費支出明細書の提出等)

第24条 乙が民法第34条に基づき設立された公益法人である場合、乙は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、額の確定の通知後速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開することとし、甲に提出しなければならない。また、乙の主管官庁に対しても提出しなければならない。

(委託業務の調査)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(書類の保管等)

第26条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があつたときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第27条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決等)

第28条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。

3 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の所管に属する。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成20年7月25日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省生涯学習政策局長

清水 潔



(乙) 島根県雲南市加茂町宇治303
雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会
委員長

多久 博



雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 総合的な放課後対策として実施される「放課後子どもプラン」の充実と効果的な推進を図り、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、島根県をはじめ関係団体と幅広い関係機関と緊密な連携と参画の下に必要な調査研究を行う。

(事業)

第3条 実行委員会は、放課後子どもプランの取組のモデルとなるような、先進的・効果的な次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の伝統文化活動、スポーツ活動、自然体験活動など多様なプロジェクト事業
- (2) 他の放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の参加児童への活動機会の提供に資する事業
- (3) 通学環境等の地域特性を踏まえた活動機会の提供に関する事業
- (4) 地域の多様な活動主体が連携・協力した事業
- (5) その他放課後子どもプランの推進に効果がある事業

(構成)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会の役員として、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選で選出する。
- 3 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、会長に対し、会議の招集を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある関係機関・団体の職員等の出席を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

・実行委員会名簿

**雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室
実行委員会委員名簿**

所 属	役 職	氏 名(敬称略)
雲南市校長会	雲南市校長会会長	岩田 和義
島根大学教育学部	島根県放課後子ども教室推進委員会委員長	田中 昭夫
雲南市政策企画部	政策企画部長	渡部 彰夫
雲南市健康福祉部	健康福祉部長	安部 幸治
雲南市教育委員会	教育長	土江 博昭
雲南市教育委員会	教育部長	坂本 武男
	文化施設館長	多久 博
	体育施設館長	三原 英男
	文化関係団体代表	藤原 克朗
	体育関係団体代表	加藤 勇

雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもたちの健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進により、子どもたちの社会的な自立を促すとともに、健やかに育つ環境づくりを家庭・学校・地域が一体となって進めるため、雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会（以下「実行委員会」という。）が掲げた放課後子どもプランの諸事業を円滑かつ効果的に実施するため協議し、調整する。

(構成)

第3条 運営委員会は別報に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 運営委員会の役員として、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選で選出する。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、会長に対し、会議の招集を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係がある機関・団体の職員の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

・運営委員会名簿

**雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室
運営委員会委員名簿**

所 属 等	役 職 名	氏 名 (敬称略)
雲南市教育委員会	教育部次長	安井 修
雲南市教育委員会	生涯学習課長	湯村 茂
雲南市校長会	校長会代表	平野 謙治
雲南市連合PTA	雲南市連合PTA会長	大坂 耕
公民館	公民館代表	小村 光正
子ども居場所づくり実行委員	代表	坂本 暢子
島根県教育庁	生涯学習課社会教育振興グループ	井上 孝弘
島根県健康福祉部	青少年家庭課企画員	黒光 良子
雲南市政策企画部	政策推進課長	佐藤 満
雲南市政策企画部	地域振興課長 (次長)	木村 守登
雲南市健康福祉部	子育て支援課長	内田 孝夫
雲南市健康福祉部	健康推進課長	曾田 富代
雲南市教育委員会	保健体育課長	長妻 英文
雲南市教育委員会	地域教育コーディネーター	原田 尚
雲南市立三刀屋中学校	教育支援コーディネーター	石田 誠
島根大学	教育支援センター長	小川 巖
雲南警察署	生活安全刑事課	川岡 浩之
雲南消防本部	警防課長	石田 裕司
文化体育施設	事務局長	毛利 智史
文化体育施設	教室指導者	高橋 洋子

雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室
安全管理マニュアル

平成 20 年 7 月

雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会

目 次

■ 予防に関すること

- (1) 行催事参加者(子ども)の配慮・把握 1
- (2) 子どもたちへの指導 1

■ 対処に関すること

- (1) 急病・傷害発生時の対処 2
- (2) 事故の状況確認と記録 2

■ 医療機関等連絡先 3

■ その他(不審者の侵入、災害等の発生時の対処) 3 ・ 4

本マニュアルは、雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室の行事・催事等に参加する子どもたちの安全管理を主体としたマニュアルであり、基本的事項となるものを記述しております。

主催者はもとよりすべての関係者が、あらかじめ認識してください。

■ 予防に関すること

(1)参加者(子ども)の配慮 ・ 把握

- ・ 参加する子どもたちとプログラム内容の適切性、注意点などについて、事前に職員間で共通認識を持つとともにプログラム実施中における事故等の未然防止の体制を整えておく。
- ・ 参加する子どもたちの健康状態については、必要な個人情報に配慮して、保護者からの連絡カード等による連絡や本人からの申し出により把握しておく。
- ・ 緊急時等における保護者との即時連絡ができる連絡先を出来る限り把握しておく。

(2)子どもたちへの指導

- ・ 道具等(はさみ、カッター、ナイフ、のこぎりなど)の工具、電気器具の使用にあたっては、正しい持ち方、使い方や扱い方、他人への渡し方などについて、適宜指導する。
- ・ プログラム内容や天候に適した服装、着替えの必要性など適宜指導する。
- ・ プログラム実施中に体の調子が悪くなった場合には、我慢せずに申し出るように指導する。
- ・ 安全な行動を促すため、自分が何をするのかを理解させ、指導する職員等の注意を十分に聞き行動すること。仲間と悪ふざけを避け、自分自身で安全を考えた行動をすることを認識させ、行動するように適宜指導する。

■ 対処に関すること

(1) 急病・傷害発生時の対処

- ・ 事故が発生した場合は、迅速な対応が行えるように普段から職員等が共通理解を持ち、体制を整えておく。

(手 順)

- ① 傷害発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に他の職員等に連絡をとる。
- ② 怪我の状態や程度により医療機関を受診させる必要性の有無を判断し、必要ならば119番救急車を要請する。
- ③ 負傷者を搬送した後は、速やかに医療機関の所在地、連絡先を把握し、保護者に連絡をとる。

(2) 事故の状況確認と記録

- ・ 事故発生時には、発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容を、時間経過を追って記録しておく。
- ・ 保護者が医療機関に同行しなかった場合は、受診先の医療機関名、診療科目、担当医師名、怪我の程度の説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法、薬の服用の有無と飲ませ方、次回受診の必要性の有無と日時等を保護者に報告する。
同時に事故発生時の状況を正確に関係機関に報告し、事故報告書を作成し、整理しておく。

■ 警察・救急・医療機関等連絡先

- ・ 事故発生時に受診が可能な医療機関の所在地、診療科、診療時間帯、電話番号等を事前に確認し、把握しておく。

○ 警察署等

雲南警察署 42-0110
加茂駐在所 49-7037
大東駐在所 43-2400
三刀屋駐在所 45-2210

○ 消防署

消防本部 40-0119

○ 病院・診療所

雲南総合病院 43-2390
平成記念病院 45-5111
はまもと内科クリニック 43-9174
県立中央病院 0853-22-5111
島大付属病院 0853-23-2111
出雲市休日診療所 0853-22-5543

■ その他(不審者の侵入、災害等の発生時の対応)

(1) 不審者の侵入の対応

- ・ 施設内への不審者の侵入情報を入手した場合は、子どもの安全を最優先に行動し、ただちに安全管理人をはじめ施設職員や関係者等に連絡して、協力を求めつつ安全な場所に避難させる。
- ・ 子どもたちの安全確認を迅速かつ確実に行うため、参加者を常時把握しておく。
- ・ 子どもたちは、不審者と遭遇した場合の対応として、大声を出す、逃げるなど、とっさの行動の仕方についても理解させておく。

(2) 災害等の発生時の対処

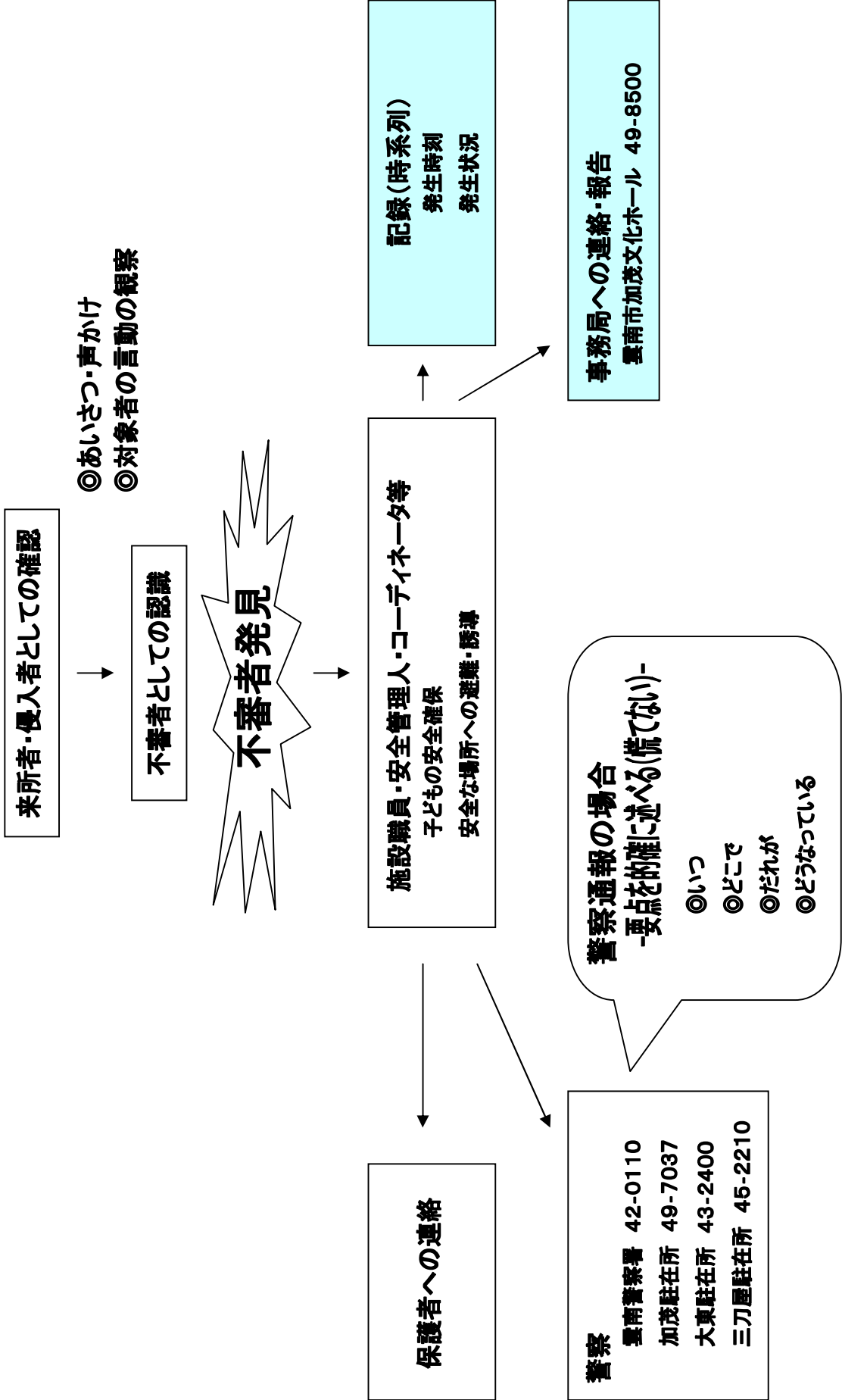
- ・ 災害等が発生した場合は、子どもたちを落ち着かせ、災害等に応じた避難誘導を行う。
- ・ 災害等発生後、子どもたちを帰宅させる場合は天候や道路、交通機関の状況を考慮して判断する。

事故……………

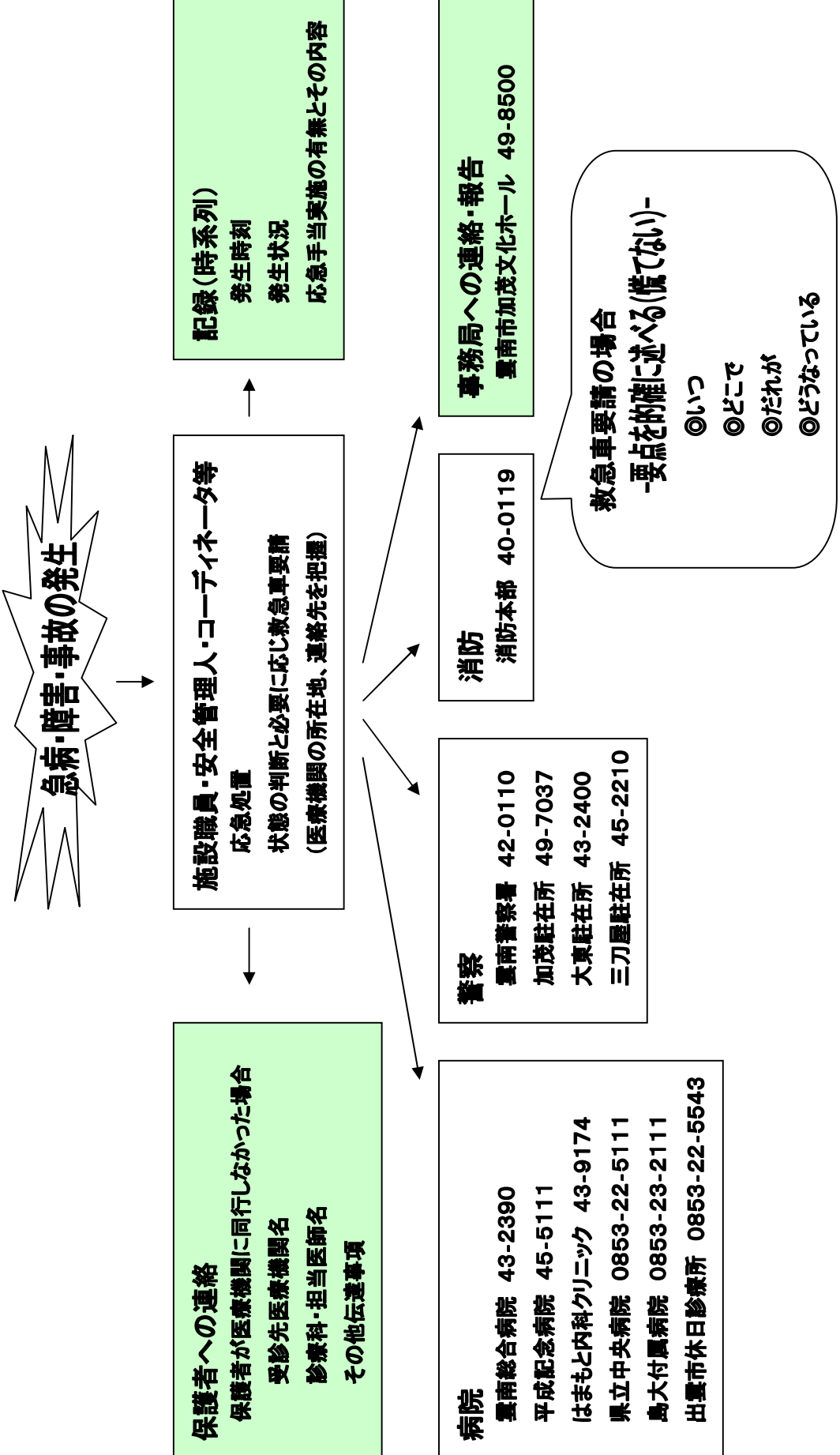
あわてずに———冷静に行動を

「報(告)・ 連(絡)・ 相(談)」を忘れずに

雲南市文化体育館施設利用放課後子ども教室 **不審者侵入時の対処**



雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室 急病・障害・事故発生時の対処



平成 20 年度総合的な放課後対策推進のための調査研究報告書

[編集・発行] 雲南市文化体育施設利用放課後子ども教室実行委員会
〒699-1105

島根県雲南市加茂町宇治 303 雲南市加茂文化ホール内

Tel : 0854(49)8500 fax : 0854(49)6200

E-mail : houkago_lamer@yahoo.co.jp